

「特定粉じん（アスベスト）排出等作業の届出に係る例外規定
（非常時の緊急作業）の弾力的な運用」

【大防法】（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第十八条の十五 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）

を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、
環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なけれ
ばならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業
を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

例外規定

【問題提起】

- ・配管腐食で漏洩した個所と同様の腐食環境にある類似設備・配管等の点検（不
具合後の水平展開）は“例外規定”に当たらないとされるため、作業の届出か
ら点検開始までに 14 日間要し、速やかな点検が出来ない。

【要望】

- ・腐食漏洩個所と同様の腐食環境にある類似設備・配管等の点検を“例外規定”
に位置付ける。（緊急性が高い場合は事後届出も可能とする。）

	<p>特定粉じん(アスベスト)排出等作業の届出に係る例外規定(非常時の緊急作業)の弾力的な運用</p>
<p>要望の視点</p>	<p>2.基準や要件の見直し</p>
<p>規制の根拠法令</p>	<p>大気汚染防止法 第18条の15</p>
<p>要望の具体的内容</p>	<p>特定粉じん(アスベスト)排出等作業を行う場合の届出において、災害その他非常の事態の発生により排出作業を緊急に行う必要がある場合に関しては、例外規定により事後届出が認められている(通常は14日前までの届出が必要)。同様に非常事態後の水平展開等、危険要因を解消するため早期に設備点検を必要とする作業の届出についても、非常事態に実施した緊急作業に準する措置と捉え、事後届出で可とするか、あるいは届出書の受理を以って工事の着工を可能とするなど、例外規定の弾力的な運用を行うべきである。</p>
<p>規制の現状と要望理由等</p>	<p>2006年10月1日より、石綿を含有する配管類の保温材も大気汚染防止法の届出対象となった。大気汚染防止法では作業開始14日前までの届出が義務付けられているが、ただし書きとして「災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。」とあり、事後届出が可能となっている。製油所において、例えば配管腐食で油漏洩等につながる不具合が発生した場合、同様の腐食環境にあると思われる類似の設備・配管等についても速やかに点検すべきところ、現行法では14日間を待たなければ作業を行うことができず、危険要因を放置するリスクがある。例外規定が弾力的に運用されることで、油漏えい等の非常事態に繋がる同様の不具合に対しても、速やかな対応が可能となり、危険要因を放置するリスクを早期に解消することができる。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>環境省水・大気環境局大気環境課</p>